

入札参加資格申請書変更届（測量・コンサルタント等業務業者）の記入の手引き

申請している事項について、変更がある場合は、速やかに添付書類とともに変更届を提出してください。

なお、変更届の提出をしなかった場合、入札に参加できないこともありますので、ご注意願います。
また、和歌山県外に主たる営業所（本社や本店など。以下同じ）のある事業者にとっては、変更届とともに支店等に係る登録の変更申請が必要な場合（4ページ参照）があります。

【問い合わせ先】

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班 TEL：073-441-3069（直通）

1. 提出方法について

(1) 郵送の場合

提出先	〒640-8585（県庁専用郵便番号のため所在地記載不要） 和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班 あて
部数	1部
返送希望時	当課の受付印が必要な場合は、その旨明記し、「必要な額の切手を貼った返信用封筒と返信用書類（正本の写しや任意の受付票等）」又は「必要な額の切手を貼った返信用はがき」を同封してください。

(2) 電子メールの場合

提出先	e0811004@pref.wakayama.lg.jp
件名	【測量・コンサル】入札参加資格変更届（○○） ※○○は商号又は名称を記載 例）【測量・コンサル】入札参加資格変更届（わかやまコンサルタンツ（株））
返送希望時	電子メールの場合は、認定次第、メールで返信します。当課の受付印が必要な場合は、その旨をメール本文へ明記してください。（書類をスキャンしたPDFを送付します。）

※郵送、電子メールともに、事務処理完了までの目安期間は「当課への到達日から5開庁日以内」です。書類やデータに不備又は不足がある場合、更に期間を要する可能性があります。

2. 変更届の記載について（共通事項）

- 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」の欄は、主たる営業所を記載してください（契約等を支店等に委任している場合でも、変更届は委任している支店等ではできません。）。
- 「担当者名」「連絡先電話番号」については、記載内容の問い合わせに対応していただく方の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 日付は提出日を記載してください。

3. 注意点（共通事項）

- 委任状を添付する場合、委任期間は変更年月日から認定期間の終了日を記載してください。
例）令和5年8月1日から令和7年5月31日
- 業務・部門などの追加は、変更届で申請することができます。
※ ただし、県外に主たる営業所のある事業者は、要件を満たさないと申請できない場合がありますので、「5. 変更事項ごとの添付書類について【和歌山県外に主たる営業所のある事業者の場合】」を参照してください。
- 入札参加資格の認定を辞退（取り下げ）する場合は、その旨を申し出る書類（任意様式）を提出してください。
例）令和○年度 入札参加資格辞退願

- (4) 民事再生手続または会社更生手続の開始の申請を申し立てた場合、入札に参加できなくなりますが、手続きの開始が決定されたときは、別途定めている再審査の申請を行うことによって入札に参加することができるようになります。
 ※ 該当するに至った場合は、まず県に連絡し、提出書類等について確認してから提出してください。
- (5) 会社の合併、分割又は営業譲渡により、入札参加資格を持つ法人が入札参加資格を持たない法人への入札参加資格の承継を希望する場合、別途定める手続きにより承継の認定を行いますので、あらかじめ認定の内容や提出書類等について確認をしてから申請の手続きをしてください。
 ※申請期間は事実発生日後3か月以内となっていますのでご注意願います。

4. 変更事項ごとの添付書類について【和歌山県内に主たる営業所のある事業者の場合】

※「添付書類」の●は必須、★は必要な場合（備考欄参照のこと。）に添付

変更事項	添付書類	備考						
①契約の相手方〔本社（本店）〕の ・商号又は名称 ・代表者氏名 ・所在地	★登記事項証明書（写）	・法人の場合は、登記事項証明書を提出してください。						
②業種・部門の変更又は追加等	★登録証明書等（写）	<p>・関係する登録の有無、登録部門の変更、業種・部門の追加申請を希望する場合は、届出が必要です。登録通知書（写）など、内容が分かる書類を提出してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>◎</td> <td>国の登録有りかつその部門の入札参加を希望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>国の登録無しかつその部門の入札参加を希望</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>入札参加の希望無し</td> </tr> </table> <p>・業種・部門の変更又は追加の届出については、受付印を押印した変更届の写しを必ずお返しすることにしていきます（入札参加資格に係る認定通知書の発行は行いません）。したがって、郵送等により変更届を提出する場合は、必要な額の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。 【入札参加資格（登録部門）を証明する書類になりますので、大切に保管してください。】</p>	◎	国の登録有りかつその部門の入札参加を希望	○	国の登録無しかつその部門の入札参加を希望	—	入札参加の希望無し
◎	国の登録有りかつその部門の入札参加を希望							
○	国の登録無しかつその部門の入札参加を希望							
—	入札参加の希望無し							
<p>○「記載例1（県内業者）」に以下の場合を記載していますので参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号を変更した場合 ・土木関係建設コンサルタント業務の 河川砂防・・・登録を削除するとともに入札参加の希望も削除 トンネル・・・登録が無→有（入札参加は引き続き希望） 建設環境・・・登録するとともに入札参加も希望 								

※和歌山県外に主たる営業所のある事業者の場合は、次ページ以降をご確認ください。

5. 変更事項ごとの添付書類について【和歌山県外に主たる営業所のある事業者の場合】

※「添付書類」の●は必須、★は必要な場合（備考欄参照のこと。）に添付

※4 ページ「5. 支店等に係る登録の変更申請手続について」も併せてご確認ください。

変更事項	添付書類	備考
①本社（店）の ・商号又は名称 ・代表者氏名 ・所在地	★登記事項証明書（写） ★委任状	・法人の場合は、変更事項が記載された登記事項証明書を添付してください。 ・契約等を委任している場合は、新しい委任状も添付してください。
②契約する営業所の ・名称 ・契約者役職氏名 ・所在地 ・電話番号	★委任状	・新しい委任状を添付してください（電話番号のみの変更の場合は不要）。 ・変更事項が分かる書類がある場合は、その書類（写）も添付してください。
③業種・部門等の変更（削除を含む。）又は追加 〔入札参加資格を 持つ 業務区分の場合〕	★登録証明書（写）	・登録証明書（写）など、内容が分かる書類を提出してください。 ・後述の「記号について」「注意事項」もご確認ください。
④業種・部門等の変更又は追加 〔入札参加資格を 持たない 業務区分の場合〕	●様式第4号 技術資格者一覧表（和歌山県外業者） ●添付資料（常勤性、資格者証） ★登録証明書等（写） ★測量業者登録申請書（写）、別表（写）	・「令和3・4年度入札参加資格審査申請の手引き（測量・建設コンサルタント等業務業者用）」を参照して「様式第4号 技術資格者一覧表（和歌山県外業者）」を作成し、各添付書類と一緒に提出してください。 ・登録証明書等は、届出日時点で有効なものを提出してください。 ・後述の「記号について」「注意事項」もご確認ください。
<p>(ア) 測量業務を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空測量のみ追加ができます。ただし、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化を主として請け負う測量の種類として測量法に係る登録を受け、かつ会社全体で測量士が10名以上在籍していることが要件となります。 ・添付書類 ・【様式第4号、添付書類（常勤性、資格者証）、登録証明書、測量業者登録申請書（写）と別表（写）】 <p>(イ) 建築関係建設コンサルタント業務を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法の規定による登録を受け、かつ1級建築士が会社全体で20名以上在籍していることが要件となります。なお、「暖冷房」「衛生」「電気」は追加することができません。 ・添付書類【様式第4号、添付資料（常勤性、資格者証）、登録証明書】 <p>(ウ) 土木関係建設コンサルタント業務を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士が会社全体で5名以上在籍していることが要件となります。 ・添付書類【様式第4号、添付資料（常勤性、資格者証）、登録証明書】 <p>(エ) 補償関係コンサルタント業務を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない）が会社全体で合わせて5名以上在籍していることが要件となります。 ・添付書類【様式第4号、添付資料（常勤性、資格者証）、登録証明書】 		

変更事項	添付書類	備考						
		<p>※「地質調査業務」は、追加することはできません。</p> <p>※複数の資格等を有する者の記入については、同一人物が異なる業務区分間において重複して申請することはできません。ただし、同一人物が一つの業務区分（土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）の中で重複して申請することはできません。</p>						
<p>○記号について</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td>国の登録有りがつその部門の入札参加を希望</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>国の登録無しかつその部門の入札参加を希望</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td>入札参加の希望無し</td> </tr> </table> <p>○記載例2（県外業者）で以下の場合を記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者を変更した場合 ・ 補償関係コンサルタント業務だけ入札参加していた者が、測量業務の「航空測量」を申請する場合、建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」を申請する場合、土木関係建設コンサルタント業務の「河川砂防（登録あり）」と道路（登録あり）」を申請する場合 <p>○注意事項</p> <p>業種・部門の変更又は追加の届出については、受付印を押印した変更届の写しを必ずお返しすることにして頂きます（入札参加資格に係る認定通知書の発行は行いません。）。したがって、郵送等により変更届を提出する場合は、必要な額の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。</p> <p>【入札参加資格（登録部門）を証明する書類になりますので、大切に保管してください。】</p>			◎	国の登録有りがつその部門の入札参加を希望	○	国の登録無しかつその部門の入札参加を希望	-	入札参加の希望無し
◎	国の登録有りがつその部門の入札参加を希望							
○	国の登録無しかつその部門の入札参加を希望							
-	入札参加の希望無し							

6. 支店等に係る登録の変更申請手続について【和歌山県外に主たる営業所のある事業者の場合】

以下に掲げる場合は、変更届の提出と同時に営業所の変更登録申請が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

また、当該変更登録の内容により、支店等に係る認定通知書の発行を行う場合があります。

	変更内容	変更届	支店等に係る変更申請手続	支店等に係る認定通知書の発行
和歌山県内に営業所がある場合	本社（店）の代表者	要	不要	なし
	受任者（契約者）		要	あり
和歌山県内に営業所があるが、受任営業所は県外である場合	本社（店）代表者	要	不要	なし
	受任者（契約者）	不要	要	あり
	県内営業所所在地			
県内に営業所がない場合	本社（店）代表者	要	不要	なし
	受任者（契約者）			

様式及び添付書類は[こちら](#)